

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 9 日

各府省行政不服審査法担当者 様
各都道府県行政不服審査法担当者 様
各都道府県市区町村担当課担当者 様
各指定都市行政不服審査法担当者 様

総務省行政管理局行政手続室

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による
行政不服審査法の一部改正について

平素から、当室の業務に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行審法」という。）の一部改正を含む「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）」が、本年 5 月 19 日に公布されました。

同法第 60 条の規定による行審法の一部改正は、行審法第 20 条において規定する口頭による審査請求について押印を不要とすることとしたものであり、本年 9 月 1 日から施行することとしております。

貴職におかれましては、改正後の行審法の施行に向け、格別の御配慮をお願いいたします。また、各都道府県市区町村担当課担当者様におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村、一部事務組合及び広域連合に対しても御連絡いただくようお願い申し上げます。

(担当) 総務省 行政管理局 行政手続室
藤本、松本 (淳)
TEL. 03-5253-5353
gyousei-tetsuzuki@soumu.go.jp